

生成 A I の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する
 プリンシプル・コード（仮称）（案）
 概要開示対象事項 具体例

※本具体例は、本コードに基づく事業者の開示例をご参考までに供するものです。

※なお、開示対象事項について「エクспレイン」を選択した場合の一例として、事務局において、一部の事項に＜エクспレインをする場合の例＞を参考として示しています。

分類	項目	具体例
使用モデル 関係	名称（識別子、バージョン等）	〇〇 Ver2.1
	公開日を含む来歴（過去のバージョンや修正履歴等）	〇年〇月〇日リリース、△年△月△日△△機能を修正
	アーキテクチャ・設計仕様（モデル開発において第三者と契約するライセンスの状況、使用に必要なハードウェア・ソフトウェアやライセンス等）	【アーキテクチャ・設計仕様】 Transformer アーキテクチャ 【モデル開発において第三者と契約するライセンスの状況】 〇〇社と契約を締結 ＜エクспレインする場合の例＞ モデル開発において、第三者との間で使用モデルのライセンスに関する契約を締結しているが、当該契約上の秘密保持義務のため、及びビジネスの根幹にかかわることから、当該第三者の名称等を開示することはできない。 【使用に必要なハードウェア・ソフトウェア】 〇〇GB 以上の容量を持つ GPU・△△Ver.3.1 以上 【ユーザーに対するライセンスポリシー】 モデルを公開して共有した上で、一定の条件の下、プロバイダーがモデルまたはその修正版に自由にアクセス、使用、変更、再配布できる、無料のオープンソースライセンスへの同意を求める ※ライセンスポリシー（参照ページの URL）
	利用規定（想定する用途や、制限・禁止されている用途の明確化 等）	禁止用途：法律や規制等に違反する方法での利用 ※参照ページの URL

	モデルのトレーニングプロセスの内容（トレーニングの方法等）	勾配降下法に基づき、事前学習段階で最適化。モデルは自己回帰型言語モデルを採用し、数兆トークン規模の大規模なコーパスを用いて次に出現する単語を予測するよう学習。その後、人間の好みを反映したデータセットを用いた強化学習（RLHF）などの事後トレーニングを行い、人間の価値観や意図に沿った応答ができるよう調整。
--	--------------------------------------	---

分類	項目	具体例
学習データ 関係	学習及び検証等に用いられたデータに関連する事項（データの種類（RAG（検索拡張生成）において用いるものを含む）、ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセットに関連する事項、公開データセットに関連する事項、その他の手段で収集されたデータに関連する事項、合成データの利用有無及び目的 等）	【データの種類】 テキスト、画像、音声、動画 【ウェブクロール】 実施 【非公開データセットに関連する事項】 ライセンス契約により取得 【公開データセットに関連する事項】 ○○構造化データセットを使用 【その他手段で収集されたデータに関連する事項】 データ提供業者△△より取得 【合成データの利用有無/目的】 合成データ利用/安全性強化
	クローラ（目的、データ収集期間、名称・識別子、第三者クローラの利用の有無及びその名称・識別子 等）	【目的】 モデル改善用データ収集 【名称・識別子：データ収集期間】 ○○bot：○年○月○日より継続的に収集 △△bot：△年△月△日より継続的に収集 【第三者クローラの名称・識別子：データ収集期間】 ●●bot：●年●月●日より継続的に収集 ▲▲bot：▲年▲月▲日より継続的に収集
アカウントビ ティ関係	生成 A I システム又は生成 A I サービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等について、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡求が可能な状態の確保（トレーサビリティの向上や、責任者の明示、関係者の責任の分配、ステークホルダーへの具体的対応、文書化 等）	【トレーサビリティ】 モデル評価ログの記録を継続的に行い、○○社○○規則に定める期間保存 【責任者の明示】 ○○社 CAIO が責任者となり、同社○○チームの業務について責任を有する 【関係者の責任の分配】 上記契約に沿って、権利者・利用者等との間の責任分配について整理し、相手方との合意を確認 【ステークホルダーへの具体的対応】 ○○社○○規則により対応 【文書化】 ○○社○○規則により文書化

分類	項目	具体例
知的財産権 保護のための 措置	適切な権利遵守運用を実現するため、知的財産権保護のための原則を策定し、責任体制を明確化するとともに、年1回以上これを見直し、その要旨を外部に公表すること。	・知的財産権保護に関する〇〇原則を策定済 ※〇〇原則の概要（参照ページの URL） ・〇〇原則を遵守すべく〇〇部門を設置し、年に一回見直しを行い、その内容を自社 HP 上で公開（参照ページの URL）
	生成 A I の開発・学習等も含めたデータの活用に関しては、他者の知的財産権を侵害しないこと。	・開発・学習においては、他社の知的財産権を侵害していないことを確認する〇〇プロセスを設置 ※〇〇プロセスの概要（参照ページの URL） ・利用に関しては、利用規約にて権利侵害防止に関する条項を記載 ※参照ページの URL
	ペイウォール等のアクセス制限や robots.txt 等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むこと。権利者による適切な措置のため、ユーザーエージェントごとに上記の措置を公開し、変更時には通知すること。	ペイウォールの遵守、robots.txt に従うクローラを採用 上記を含むポリシーを自社 HP 上で公開（参照ページの URL）
	学習したログを一定期間保持していること。	使用期間中ログを保持
	いわゆる海賊版サイト等へのクロール回避に取り組むこと。	・海賊版サイトを学習データの収集対象から除外すべく、海賊版に関する情報の提供が公的機関等よりあった際には、内容を確認の上、除外等の対応を実施 ・権利者団体等との情報交換を実施し、海賊版サイトの把握に努める
	知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を可能な限り講ずること。	知的財産権を侵害する生成物の出力を防止するフィルタリング機能を搭載

知的財産権 保護のための 措置	電子透かし、C 2 P Aその他のコンテンツの出所及び来歴を証明するような技術的措置を可能な限り講ずること。	C2PA 対応、電子透かし技術導入済
	生成 A I 利用者に対して、生成物が他者の知的財産権を侵害するものと考えられる場合には、これを利用すべきでない旨を周知すること。	利用規約において知的財産権侵害を防止する条項を記載
	権利者の適時適切な救済を確保するため、既存の体制を活用することも含め、適切な窓口を整備し、申出要件を可能な限り明確化するとともに、その対応記録を保存すること。	著作権窓口設置（参照ページの URL）、対応記録保持